

日本ナレッジ・マネジメント学会

会則

名称

第1条 名称

本会は、日本ナレッジ・マネジメント学会（略称、KM 学会）と称する。

2. 本会の英文名は、Knowledge Management Society of Japan とする。

目的

第2条 目的と行動規範

本会は、ナレッジ・マネジメントの研究およびその実践に関し、多様な関係者との連携に基づき、向上と発展をはかることを目的とする。

2. 本会および会員は法令、会則、および社会的倫理を遵守し、誠実かつ公正に学会での活動を行う。

事業

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究部会の開催
- (2) 年次大会等の開催
- (3) 年報その他の刊行物やメールマガジンの発行
- (4) ナレッジ・マネジメントの研究や実践に関する意見の表明や論文等の発表
- (5) 国内外の関連学会および団体との交流
- (6) その他の本会の目的を達成するために必要とする事業

事業執行体制

第4条 事業執行体制

本会の事業を執行するために、研究部会とアドミニストレーションチーム（以下、アドミチーム）を設置する。

2. (1) に示す研究部会は、ナレッジ・マネジメントの研究や実践に関する関心を持つ会員による定期的な研究活動をいう。

3. (2) から (6) に示す事業は、アドミチームが事業の遂行を分担する。

4. 研究部会及びアドミチームの運営詳細は、規定に定める。

会員

第5条 会員

本会の会員は、本会の目的、事業に関心を持ち、研究と実践を志す者をもって個人会員とする。

2. 本会の目的、事業に賛同する法人をもって法人会員とする。

3. 会員は、本会が行うすべての事業に参加することができる。

4. ただし、以下のものは本会の会員となることができない。

(1) 暴力団等反社会的勢力の構成員及びこれに関係する者

(2) 他人の著作権侵害等違法な行為をする目的で本会に加入しようとする者

(3) その他本会の会員として理事会が不適当と認めた者

第6条 入会

本会に入会を希望する者は、会員の紹介を得て、本会事務局に申し込むものとする。ただし、会員の紹介が得られない者は、申し込み時に事務局に相談を可能とする。

2. 入会の決定は、理事会において行う。

3. 入会を認められた者は、当該年度の会費を納入することによって会員となる。ただし、1月から3月に入会した場合は、翌年度の会費の納入を免除する。

第7条 会費

会員は毎年6月30日までに会費を納入しなければならない。

2. 会費の額は、会員総会において決定する。

第8条 退会

退会を希望する会員は、事務局に届け出るものとする。事務局は、理事会にこれを報告する。

2. 理事会は、会員が1年にわたり会費を滞納した場合には、会員を退会させることができる。

第9条 除名および会員資格停止

会員が、本会の名誉を汚す行為をしたとき、または本会に不利益になる利益相反行為をしたとき、理事会は、会員総会の議決を経て除名することが出来る。

2. 理事会は、会員総会の除名決議に先立ち、当該会員の会員資格を停止することが出来る。

役員および組織

第10条 役員

本会に次の役員を置く。

(1) 評議員会議長 1名

(2) 評議員会副議長 2名以内

- (3) 評議員 10名以内
- (4) 会長 1名
- (5) 副会長 2名以内
- (6) 理事 30名以内
- (7) 監事 2名以内
- (8) 幹事 10名以内

- 2. 評議員は、理事会が選考し、総会における議決を経て、会長が委嘱する。
- 3. 評議員会議長および評議員会副議長は、評議員の中から互選する。
- 4. 会長、副会長は、理事会が選考し、総会において選任する。

第11条 役員の選任および役職停止

理事および監事は、会員の中から理事会において選考し、理事出席者の過半数の承認を経て、会員総会において選任する。なお、監事は理事および幹事を兼ねることが出来ない。

- 2. 新たな理事、監事を選考する際には、3名以上の理事の推薦を必要とする。
- 3. 幹事は会員の中から会長が選考し、理事会の出席者の過半数の承認を経て、理事会で選任する。
- 4. 理事、監事、および幹事が第9条の対象となる場合、理事会は会員総会の除名議決に先立ち、理事会の議決を経て役職を停止することができる。
- 5. 役職停止議決に際し、理事会は事実解明のため特別委員会を設けることができる。

第12条 役員の任期

役員の任期は2事業年とし、2年毎に全役員を改選する。改選に当たっては再任を妨げない。

- 2. 任期中に役員が退任する場合には、第11条2項にもとづき、新たな役員を補充することができる。補充選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 役員の職務

会長は、本会を代表し、事業執行を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- 3. 理事は、本会の事業の方針を定める。
- 4. 監事は、本会の事業および会計を監査し、その意見を総会において報告する。
- 5. 幹事は、会長の事業執行を補佐する。
- 6. 会長は、事業の円滑な執行のため、第4条に基づき、事業の執行を分担するアドバイザーを理事または幹事の中から選考し、理事会の承認を経て選任することができる。

第14条 顧問

本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は理事会に出席して意見を述べるができる。

会議

第15条 会議の種類

会議は、会員総会、評議員会、理事会とする。

2. 第4条で定めた研究部会とアドミチームが行う会議は、規定に定める。

第16条 評議員会

評議員は、評議員会を構成し、理事会の決議を経て会長から諮問された事項を評議する。

2. 評議員会は、年度の活動状況に関し理事会から説明を受けることができる。

第17条 会員総会

会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会とする。会員総会では、本会の運営の基本を定める。

2. 定時会員総会は、毎事業年度1回、原則として第3条(2)に定める年次大会のときに会長が招集する。
3. 臨時会員総会は、理事会が理事の過半数をもって必要と議決したとき、または会員総数の3分の2以上の請求があったときに、会長が招集する。
4. 会員総会の開催は、開催日の少なくとも2週間前までに会員に通知する。
5. 総会の議長は、会長が務める。
6. 会員総会の議事録は、議長、または議長が指名する会員が作成し、議長および出席した理事2名が署名押印する。

第18条 会員総会の議決

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 評議員、理事および監事の選任
- (3) 会費の額
- (4) 当該年度事業報告および収支決算
- (5) 翌年度事業計画および収支予算
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

2. 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもってし、可否同数の時は議長の決するところによる。

第19条 理事会

理事会は、理事および幹事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2. 理事会は過半数の理事の出席または委任状によって成立するものとする。理事会は、年度内 2 回以上開催するものとする。
3. 理事会の議長は、会長が務める。
4. 理事会において、いかなる理事も、本会に対し利益相反の当事者となる場合には、議決に参加出来ない。
5. 会長は、必要に応じて研究部会またはアドミチームに所属する会員を理事会に招集することができる。
6. 理事会の議事録は、議長および出席した理事 2 名が署名押印する。委任状は議決の可否には計算しない。

第 20 条 理事会の議決

次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 規程の制定または改廃
- (2) 会員の入会および第 8 条 2 項による退会、会員資格の停止および役職の停止
- (3) 幹事の選任
- (4) 研究部会およびアドミチームの設置および廃止
- (5) その他本会運営上重要な事項

2. 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって行う。可否が同数の場合は議長が決するところによる。

会計

第 21 条 会計

本会の経費は会費、寄付金および雑収入をもって充てる。

2. 寄付金は、理事会の承認を経て受理する。

第 22 条 事業年度及び会計年度

本会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

規定

第 23 条 規定

本会則に含まれない事項は、必要に応じて規定を作成する。規定の制定及び改廃は理事会の議決によるところとする。

解散

第 24 条 本会の解散

本会の解散は、理事会または会員 20 名以上の提案により、総会において、会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附則

1. この会則は2020年6月6日より実施する。
2. 本会の事務所の所在地は東京都新宿区早稲田鶴巻町518とする。